

## 議会の申し合わせ遵守について

遊佐町は、昭和29年8月に1町5村が新設合併し、第1回遊佐町議会は昭和29年8月1日に開会、初代議長と副議長が選任された。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第103条第2項に「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と定められているが、遊佐町議会は、議長は任期を4年、副議長は任期を2年とする申し合わせで、これまで引き継がれている。

副議長を2年で引き継ぐにあたっては、地方自治法第108条に定める辞職の意思表示が必要であり、副議長は就任から2年が経過するとき、辞職の意思を示すことを申し合わせとしている。

6月23日開催された全員協議会において、副議長は、申し合わせに従わず、副議長を辞職せず、法律に基づく対応をすると発言された。

本議会は議員の合意により、遊佐町議会基本条例（平成25年6月21日条例第32号）を制定、議会の申し合わせを遵守することで議会運営されている。申し合わせを遵守しない場合、議会運営に支障を生ずることも懸念される。

遊佐町議会基本条例には、見直し手続き（第17条）が規定されており、今後の議会のあり方等について改正することも可能である。

については、全議員が議会の申し合わせを遵守することを求める。

以上、決議する。

令和3年7月1日

遊 佐 町 議 会